

令和3年度

学校施設開放説明会

◇佐原地区

日時:2月9日(火) 午後3時から

場所:香取市民体育館 アリーナ

◇山田・栗源地区

日時:2月17日(水) 午後3時から

場所:山田公民館1階 ホール

◇小見川地区

日時:2月25日(木) 午後3時から

場所:小見川スポーツ・コミュニティセンター 体育館

令和3年度学校施設開放説明会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

(1)学校施設開放の概要・規則

(2)令和3年度登録手続きの日程・流れについて

(3)利用上の注意

(4)使用料について

(5)その他注意・連絡事項等

4 質 疑

5 閉 会

香取市立小中学校施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育及び社会体育の振興を図るため、香取市立小学校及び中学校の施設を学校教育上支障のない範囲で、児童、生徒その他一般の市民の利用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放の種類)

第2条 学校施設の開放は、次の種類に区分する。

- (1) スポーツ開放 スポーツ又はレクリエーションの利用に供すること。
- (2) 学習開放 市民の生涯学習の利用に供すること。

(開放学校の指定)

第3条 香取市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校の施設及び地域の状況その他を考慮して学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)を開放の種類ごとに指定する。

2 教育委員会は、前項の指定をした場合は、その旨を開放学校の校長(以下「校長」という。)に通知するものとする。

(開放の日時)

第4条 学校施設を開放する日及び時間は、開放の種類ごとに別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において特別な事情がある場合は、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(開放を利用できる者)

第5条 学校施設の開放を利用できる者は、第7条の規定により、学校施設の開放を利用する団体等の登録(以下「団体登録」という。)を受けた者とする。

(団体登録を受けることのできる者)

第6条 団体登録を受けることのできる者は、市内に居住する者若しくは勤務先を有する者又は在学する者が10人以上で組織した団体で、次の各号に掲げる開放の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ開放

スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした団体(代表者がいる場合に限る。)

(2) 学習開放 生涯学習を目的にした団体(代表者がいる場合に限る。)

(団体の登録)

第7条 団体登録を受けようとする者は、学校施設開放利用団体登録申請書(別記第1号様式)を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その適否を決定し、適当と認めるときは、学校施設開放利用団体登録簿(別記第2号様式)に登録するとともに、申請者に学校施設開放利用団体登録証(別記第3号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による登録をした場合は、学校施設開放利用団体登録通知書(別記第4号様式)により校長に通知するものとする。

(登録証の有効期間)

第8条

登録証の有効期間は、これを交付した日から当該交付した日の属する年度の末日までとする。

(代表者等の変更届)

第9条 第7条第2項の規定により、団体登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)の代表者は、当該団体の代表者に変更があったとき、又は登録の内容に変更が生じたときは、教育委員会に届け出なければならない。

(登録団体の取消し)

第10条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、登録団体として不相当と認められる行為をしたとき。

(利用の許可)

第11条 学校施設の開放を利用しようとする者は、学校施設開放利用許可申請書(別記第5号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その適否を決定し、適当と認めるときは、学校施設開放利用許可書(別記第6号様式)を申請者に交付する。この場合において、校長は、管理上必要な条件を付することができる。

3 校長は、利用許可を与えた後、学校教育上支障を生じた場合は、利用許可の取消しを求めるものとする。

(使用料)

第12条 香取市行政財産使用料条例(平成18年香取市条例第53号。以下「使用料条例」という。)第2条第2項の規定による学校施設の使用を許可する場合の使用料(以下「使用料」という。)は、開放する施設のうち体育館、柔剣道場及び特別教室等について徴収するものとし、その額は別表のとおりとする。

(使用料の免除)

第13条 教育委員会は、使用料条例第4条の規定に準じて、次に掲げる利用団体について、前条の規定による使用料を免除するものとする。

- (1) 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。
- (2) 障がい者の社会参加等を目的とし、主に障がい者及び指導者で構成する団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める団体

(利用者の弁償責任)

第14条 学校施設の開放を利用する者は、利用中に故意又は過失により学校の施設設備を損傷し、又は滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。

2 利用者が危険防止に万全を期さなければならない不慮の災害事故については、教育委員会は、その責めを負わない。

(管理責任)

第15条 学校施設の開放は、教育委員会の管理の下に実施するものとし、校長は、一切の管理責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第4条第1項、第12条)

開放の種類	開放する学校施設	開放する日	開放する時間	使用料
スポーツ開放	校庭	12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日	平日 午後5時から午後7時まで 休日、休業日 午前8時から午後7時まで	
	体育館	同上	平日 午後5時から午後9時30分まで 休日、休業日 午前8時から午後9時30分まで	1時間につき 200円
	柔剣道場	同上	同上	1時間につき 100円
学習開放	特別教室等	同上	同上	1時間につき 100円

令和3年度登録手続き及び日程

[利用団体]

手順	時期	内容	備考
1	説明会時	登録申請書等一式（第1・5号様式・会員名簿・調査票）を受け取る。	
		利用団体と学校で内容を確認し、利用日の調整を行う。	
2	～3/12（金）	[利用団体] 登録申請書等一式（第1・5号様式・会員名簿・調査票）を作成し、利用希望する学校へ提出する。	※廃校利用希望は3/22までに生涯学習課へ
3	～4月下旬	[利用団体] 教育委員会より登録証（第3号様式）、学校より利用許可書（第6号様式）を交付。必要に応じて提示できるように保管する。	

[学 校]

手順	時期	内容	備考
1	説明会時	[学校] 利用許可書（6号様式）等一式・利用団体一覧を受け取る。 利用団体と学校で内容を確認し、利用日の調整を行う。	
2	～3/22（月）	利用希望団体より提出のあった登録申請書等一式（第1・5号様式・会員名簿・調査票）及び利用団体一覧作成し教育委員会へ提出する。なお、第1号様式については、処理欄「校長の意見」の欄を記入して提出して下さい。	
3	～4月下旬	教育委員会より登録通知書の交付。その後利用団体へ利用許可書（第6号様式）を交付する。	

利 用 上 の 注 意

利 用 の 制 限

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策として活動前後の手指及び施設の消毒実施を条件に利用を許可しています。
- ・1つの団体で学校施設を利用できるのは週2回までとします。
- ・未成年だけの利用はできませんので、注意してください。
- ・利用している学校の行事・部活動等が優先となります。
- ・廃校利用においては、市として民間企業への貸し出し等、用途が決定した時点で使用できなくなります。

利 用 時 間 に つ い て

- ・学校施設の利用時間は原則、校庭が午後7時まで、体育館が午後9時30分までですので、規定時間までに会員全員が学校の敷地の外に出るようお願いします。

鍵 に つ い て

- ・利用団体は責任をもって施設の戸締りをしてください。
- ・体育館の鍵に関しては、学校と利用団体で協議し鍵の取扱いの確認をお願いします。
- ・鍵の複製の費用は、利用団体で負担するものとします。
- ・学校施設開放以外の目的・時間帯で鍵を使用しないこと。
- ・利用団体が複製した鍵であっても、その学校を使わなくなった場合、学校へ返却するものとします。

利 用 マ ナ ー に つ い て

- ・手指や施設の消毒をはじめとした新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してください。
- ・ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・学校敷地内は禁煙です。
- ・利用団体はモップ等での清掃をお願いします。
- ・学校の備品等を破損させてしまった場合は、すぐに学校または教育委員会までご連絡ください。

登 録 内 容 の 変 更 に つ い て

- ・利用団体の登録内容が変更される場合、学校施設開放利用団体登録変更届に変更内容を記入し、教育委員会まで提出ください。

利 用 日 誌 に つ い て

- ・学校施設利用後、各施設に利用日誌を設置してありますので、「消毒の実施状況」も含め必ず記入をお願いします。（記入例参照）
- ・利用時間の記載は、AM・PMで分けず通し時間（例：午後7時なら19時）での記載をお願いします。

※利用上のルールが守れない場合は、利用停止または利用許可の取消しの処置をさせていただきますのでご了承ください。

学校施設開放事業に伴う使用料について

料 金

- (1) 体育館を使用・・・1時間200円
 - (2) 体育館以外(柔剣道場及び特別教室)を使用・・・1時間100円
 - (3) 小中学生のスポーツ振興及び育成する団体が使用・・・無料
 - 団体メンバーの内※半数以上が市内に在学・在住している小・中学生で構成された団体
 - ・香取市スポーツ少年団に加盟している団体
 - (4) 障がい者の社会参加等を目的とし、主に障がい者及び指導者で構成する団体・・・無料
- ※に該当する団体は、申請時に提出いただいている名簿をもとに対象団体を決定します。

納付書送付日 及び 納期限

- 《納付書送付日》
 - ・2ヶ月ごとに生涯学習課より送付します。
 - 《納期限》
 - ・納付書送付日の1か月後に納期限を設定します。
- ※納期限までに納付がなされない場合、利用を停止
いただきます。

料金算定方法

- 《料金算定方法》
- ・各体育施設に設置している学校施設開放利用日誌の「照明利用時間」から料金を算定し、2か月ごとに合計金額を請求します。
- ・「時間」については、上記「料金」の(1)(2)を参照。「分」については、下記図のとおり。

《体育館》

30分未満(1～29分まで) の使用	↑	100円として計算
30分以上(30～60分) の使用	↑	200円として計算

《武道場・特別教室等》

30分未満(1～29分まで) の使用	↑	50円として計算
30分以上(30～60分) の使用	↑	100円として計算

見 本

香教生第×××号
令和3年○月△日

団体名 様

香取市教育委員会生涯学習課

学校施設開放使用料(○・△月分)納付書の送付について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より学校施設開放事業についてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。
さて、別添にて納付書及び明細票を送付いたします。内容をご確認いただき、期限までに必ず納付をお願いいたします。
なお、納期限までに納付がなされない場合、学校施設利用を停止させていただきます場合がございます。

記

1. 納付期限 令和3年□月×日(○曜日)まで
2. 納付額 金額 円
3. 納付場所
香取市役所1階京葉銀行窓口及び各支所
京葉銀行・銚子信用金庫・佐原信用金庫
銚子商工信用組合・千葉銀行
かとり農業協同組合(各支店のみ)
千葉興業銀行・千葉信用金庫
みずほ銀行

【問い合わせ】

香取市教育委員会
生涯学習課 スポーツ振興班
担当:秋葉 一憲
TEL:0478-50-1221
FAX:0478-54-5550

見本

学校施設開放電気使用料明細(○月分)

団体名	《香取市》	場 所	《 体育館 》
/	施設(電気)利用日	電気利用時間	請求額(円)
	○月○日	20:00~20:20 (0時間20分)	100
	○月△日	20:00~20:50 (0時間50分)	200
	○月□日	20:00~21:25 (1時間25分)	300
	○月×日	19:00~20:55 (1時間55分)	400
合計	4日	—	1000

- ・各利用日の電気利用時間から金額を算出します。
- ※電気利用時間の1時間あたりにつき、200円として計算いたします。
- ・端数時間の算定は、「30分未満は100円」、「30分以上については200円」として計算します。

学校施設開放電気使用料明細(○月分)

団体名	《スポーツ振興班》	場 所	《 武道場・特別教室 》
/	施設(電気)利用日	電気利用時間	請求額(円)
	○月○日	20:00~20:20 (0時間20分)	50
	○月△日	20:00~20:50 (0時間50分)	100
	○月□日	20:00~21:25 (1時間25分)	150
	○月×日	19:00~20:55 (1時間55分)	200
合計	4日	—	500

- ・各利用日の電気利用時間から金額を算出します。
- ※電気利用時間の1時間あたりにつき、100円として計算いたします。
- ・端数時間の算定は、「30分未満は50円」、「30分以上については100円」として計算します。

見本

納付書

団体名 様	
令和3年度	現年
担当課 教育衛生課	
調定番号	
金額 〇〇〇〇 円	
摘要 令和3年度学校施設開放使用料 (〇月分)	
金額については、利用日誌の「照明使用時間」をもとに算定しております。詳しくは別紙明細表をご参照ください。	
領収日付印	
上記のとおり取納しました。	
(金融機関保管) 香取市	

領収済通知書

団体名 様	
令和3年度	現年
担当課 教育衛生課	
調定番号	
金額 〇〇〇〇 円	
摘要 令和3年度学校施設開放使用料 (〇月分)	
費種 01 一般会計	費目 13 使用料及び手数料
費種 01 雑費	費目 01 雑費
ここに記載されている場所での納付が可能です。	
領収日付印	
上記の金額を収納しましたから通知します。	
香取市会計管理者	
(会計管理者保管) 香取市	

納入通知書兼領収書

団体名 様	
令和3年度	現年
担当課 教育衛生課	
調定番号	
金額 〇〇〇〇	
摘要 令和3年度学校施設開放使用料 (〇月分)	
納入場所 香取市役所及び各支所 下記金融機関の本店 高井銀行 電子振込用金庫 みずほ銀行 生振用金庫 千葉銀行 電子振込用金庫 千葉興業銀行 かつらぎ支店のみ	
納期限 令和3年〇月△日	
上記の金額を納期限までに納入してください。	
領収日付印	
上記の金額を領収しました。	
香取市会計管理者	
分任出納員	
取扱金融機関	
期限までに納付を済ませるようお願いいたします。	